

いじめ防止基本方針

岩手県立宮古恵風支援学校

1 いじめの防止に向けての基本的な考え方

いじめは、児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為である。また、どの子供でも被害者にも加害者にもなりうるるとともに、どのような場でも起こりうるものである。

そこで、本校では「いじめ防止対策推進法第13条」及び県の「岩手県いじめ防止等のための基本的な方針」を基に、保護者や関係機関の協力を得ながら、日頃からいじめの兆候を見逃さないように努めると同時に、その防止に学校全体で組織的に取り組む。

本校は小学部、中学部、高等部があるため、在籍する児童生徒の年齢の幅が広く、障がい特性や発達段階において一人ひとりの個人差が大きい。このような実態により、職員においては、児童生徒一人ひとりの「良さ」を認めること、達成感や成就感を大切にすることなどの、共通意識をもっていじめの未然防止につながる教育活動に取り組んでいる。

学校での児童生徒の様子を見ると、上級生が年少の児童生徒の面倒をみたり、誰かが困っているとすぐに手伝ったり、助け合ったり、早く終わった子が後れている子を待ってあげたりなどの行為を目にすることが多い。お互いに認め合ったり、尊重しあったりする心の絆を大切にすることが育まれていることがうかがえる。

以上のように、児童生徒の有能感・有用感や自己肯定感を大切にし、道徳的意識を育むようにする取組が、いじめが見られない学校生活の確立と同時にいじめ未然防止の基盤にあると考える。

2 いじめ防止対策の組織

(1) いじめ防止対策の組織

いじめ防止対策を効果的に行うために「いじめ防止対策委員会」を設置するとともに、防止取組の実務を担う組織として「いじめ防止対策委員会事務局会」を設置する。

(2) 「いじめ防止対策委員会」及び「いじめ防止対策委員会事務局会」の構成員

① 「いじめ防止対策委員会」の構成員

校長、副校長、教務主任、学部長、養護教諭、生徒指導主事、生活指導部員、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー（SC）等

※SC等については、校長の判断で必要に応じて招聘する。

② 「いじめ防止対策委員会事務局会」の構成員

生活指導部教職員

(3) 開催について

① 「いじめ防止対策委員会」は校長の指示により、必要に応じて開催する。

② 「いじめ防止対策委員会事務局会」は、毎月1回定例会として実施する。

③ いじめの事態が発生した場合は、「いじめ防止対策委員会」を緊急に開催し、事態収拾まで随時開催する。

3 いじめ防止対策の取組

(1) 未然防止のための取組

- ①いじめ防止基本方針をホームページや学校通信に掲載するなどして広報活動に努め、同時にPTAの各種会議で、インターネット等を含めたいじめの実態や指導方針について説明を行う。
- ②研修等をとおしていじめの防止等に関する教職員の意識統一・資質向上を図る。
- ③児童生徒が道徳的意識を高めながら安心して過ごせ、意欲や主体性を感じられる学校生活づくりに努める。
- ④毎月の学部会で、児童生徒の様子についての情報交換をする。
- ⑤学級の活動のみならず、学部や学校全体の行事等の中で、道徳的内容を取り入れて指導する。

(2) 早期発見のための取組

- ①いじめや人間関係のトラブルで悩む児童生徒が相談しやすいよう、日頃から教職員と児童生徒が信頼関係を築くことができるように心がける。
- ②授業中はもちろん、休み時間・放課後等の日常における観察については、いじめ行為の発見だけでなく、児童生徒の表情や行動の変化に細かく目を配り、遊びやふざけ合いのように見える把握しにくいいじめについても、注意深く観察し、早期発見に努める。
- ③いじめを早期に発見するため、教職員の情報交換を定期的に行うと同時に児童生徒や保護者からの情報収集（児童生徒の障がい特性や発達段階に応じた個別面談やアンケートの実施等）を行う。

4 いじめ相談窓口

「いじめ相談窓口」は以下のように役割分担し、迅速に対応する。

いじめ相談窓口	
・児童生徒・保護者からの「いじめの相談窓口」	⇒ 全教職員が担う
・地域等の外部からの「いじめの相談窓口」	⇒ 副校長が担う
・「24時間いじめ相談窓口（県教委）」	⇒ 019-623-7830（24時間）

また、もう一つの「いじめ相談窓口」として、学級担任等が定期的に児童生徒との面談を行う。その際には、細心の注意を払いながら実施する。

いじめられている児童生徒が、教職員や保護者に相談することは、非常に勇気がいる行為であるため、児童生徒がいじめ等の困った状況となった場合、すぐに学級担任等に打ち明けることができるように児童生徒との関係づくりに努める。

5 いじめ行為発見時の対応

- (1) いじめの兆候を発見したときは、事実関係を迅速に調査し、各学部の担当で慎重に対応し、結果を「いじめ防止対策委員会」に報告する。
- (2) いじめの事実を発見したときは、「生徒指導上の事態が発生した際の対応及び特別指導の流れ」に準じ、「いじめ防止対策委員会」を開催し、以下のように迅速に対応する（詳細別紙）。

いじめ行為発見時の対策の対応手続き

発見（情報を得た職員）→情報収集（担任、生徒指導主事、副校長等）→「いじめ防止対策委員会」開催（事実確認・方針・役割分担）→全職員への周知→対応→経過観察

* 「重大事態」と判断された場合は、速やかに県教委に連絡すると同時に第三者を加えて「いじめ防止拡大対策委員会」を実施する。

校長以下、教職員全員の共通理解と役割分担のもと、保護者の協力を得て、必要に応じて関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

その際、事実関係を明らかにし、関係する教職員で迅速に情報を共有する中で、適切な対応を行うと同時に、いじめられている児童生徒や保護者の立場に立ち、児童生徒の身の安全を最優先することに留意する。

県教委への速やかな通報を要する「重大事態（児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるもの、児童生徒が相当期間欠席を余儀なくされるもの）」であるかどうかを適切に判断し、「重大事態」であると確認された場合は、宮古児童相談所並びに学校評議員等の第三者を含めて「いじめ防止拡大対策委員会」を実施し、迅速に対応する。必要があれば、当事者の同意を得て、緊急保護者会を実施する。

- (3) 対策を進めるにあたっては、関係者からの情報収集を綿密に行い、事実確認をしながら特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。
- (4) 解決にあたっては、毅然とした態度で指導にあたるが、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にす。
- (5) いじめ再発の防止においては、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する支援と、いじめを行った児童生徒への指導及びその保護者への助言を継続的に行う。
- (6) いじめを受けた児童生徒の心を癒すために、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講じるとともに、いじめを行った児童生徒が適切な指導を受け、学校生活に適應していくために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を図りながら、柔軟な指導を教職員全体で行う。
- (7) 全ての児童生徒が、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めるよう支援する。
- (8) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり通報を受けたりした場合は、「いじめ防止対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、教育委員会等、関係機関と連携し、プロバイダーなどに情報の削除を求める等、早急に対応する。

6 関係機関との連携、方針の公開等

- (1) 犯罪行為として取り扱われるべき「重大事態」となるいじめについては、速やかに県教育委員会、宮古児童相談所、宮古警察署と連携して対処する。
- (2) いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価においていじめの未然防止・早期発見に関わる取組の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。
- (3) いじめ防止等に関わる方針や取組については、ホームページ等で保護者等に公開し、理解と協力を得る。